

政令第 号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第五項、第二十六条第一項及び第三項並びに第六十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号へ中「ホまで」を「へまで」に改め、同号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、同号ハ中「当該」を「熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下ニにおいて同じ。）及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、当該」に、「○・○五七」を「環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「ロに」を「ハに」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「（温室効果ガス総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。）」を削り、同号中イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 総排出量算定期間（温室効果ガス総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。）において燃料と

して使用された都市ガスの量（立方メートルで表した量をいう。）に、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下イにおいて同じ。）及びガス事業者以外の者の別に応じ、当該都市ガスの一立方メートル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量

第三条第二項中「第一号ロ」を「第一号イ、ハ及びニ」に改める。

第四条第二号中「二十五」を「二十八」に改め、同条第三号中「二百九十八」を「二百六十五」に改め、同条第四号中「一万四千八百」を「一万二千四百」に改め、同条第五号中「六百七十五」を「六百七十七」に改め、同条第六号中「九十二」を「百十六」に改め、同条第七号中「三千五百」を「三千百七十」に改め、同条第八号中「千百」を「千百二十」に改め、同条第九号中「千四百三十」を「千三百」に改め、同条第十号中「三百五十三」を「三百二十八」に改め、同条第十一号中「四千四百七十」を「四千八百」に改め、同条第十二号中「五十三」を「十六」に改め、同条第十三号中「百二十四」を「百三十八」に改め、同条第十四号中「十二」を「四」に改め、同条第十五号中「三千二百二十」を「三千三百五十」に改め、同条

第十六号中「九千八百十」を「八千六十」に改め、同条第十七号中「千三百七十」を「千三百三十」に改め、同条第十八号中「千三百四十」を「千二百十」に改め、同条第十九号中「六百九十三」を「七百十六」に改め、同条第二十号中「千三十」を「八百五十八」に改め、同条第二十一号中「七百九十四」を「八百四」に改め、同条第二十二号中「千六百四十」を「千六百五十」に改め、同条第二十三号中「七千三百九十」を「六千六百三十」に改め、同条第二十四号中「一万二千二百」を「一万千百」に改め、同条第二十五号中「八千八百三十」を「八千九百」に改め、同条第二十六号中「一万七千三百四十」を「九千二百」に改め、同条第二十七号中「八千八百六十」を「九千二百」に改め、同条第二十八号中「一万三百」を「九千五百四十」に改め、同条第二十九号中「九千六百六十」を「八千五百五十」に改め、同条第三十号中「九千三百」を「七千九百十」に改め、同条第三十一号中「七千五百」を「七千百九十」に改め、同条第三十二号中「二万二千八百」を「二万三千五百」に改め、同条第三十三号中「一万七千二百」を「一万六千百」に改める。

第五条第十一号中「二十五」を「二十八」に改め、同条第十二号中「二百九十八」を「二百六十五」に改め、同条第十五号中「二万二千八百」を「二万三千五百」に改め、同条第十六号中「一万七千二百」を「一

万六千百」に改める。

第六条第三号中「二十五」を「二十八」に改め、同条第四号中「二百九十八」を「二百六十五」に改め、同条第七号中「二万二千八百」を「二万三千五百」に改め、同条第八号中「一万七千二百」を「一万六千百」に改める。

第七条第一項第一号イ中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、同号イ(1)中「(法第二十六条第一項に規定する主務省令で定める期間をいう。以下同じ。)」を削り、同号イ中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

- (1) 算定排出量算定期間（法第二十六条第一項に規定する主務省令で定める期間をいう。以下同じ。）において事業活動に伴い燃料として使用された都市ガスの量（千立方メートルで表した量をいう。）に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

第七条第一項第一号ロ中(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

- (1) 算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い燃料として使用された都市ガスの量（千立方メートルで表した量をいう。）に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの使用に伴い排出さ

れるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量  
第七条第一項第一号ハを次のように改める。

ハ 第五条第九号に掲げる者 次に掲げる量を合算する方法

- (1) 算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い燃料として使用された都市ガスの量（千立方メートルで表した量をいう。）に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
- (2) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

第七条第二項中「第一号イ(2)及びロ(2)」を「第一号イ(1)、(3)及び(4)、ロ(1)及び(3)並びにハ(1)」に改める。

別表第一の一〇の項を削る。

別表第七の一の項の中欄中「原油又は」を「石炭の生産、原油若しくは」に、「又は生産」を「若しくは生産、原油の輸送又は地熱発電施設における蒸気の生産」に改め、同項の下欄のハの(2)中「零度」を「二十五度」に、「気圧」を「バール」に、「標準状態」を「標準環境状態」に改め、同欄中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘ごとに、算定排出量算定期間において当該石炭の採掘により生産された石炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該石炭の採掘の区分に応じ石炭の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該石炭の採掘ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第七の一の項の下欄に次のように加える。

ホ 環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、算定排出量算定期間において輸送された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの輸送

に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量

へ 算定排出量算定期間における地熱発電施設において生産された蒸気の種類（トンで表した量をいう。）に、当該蒸気の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

別表第七の二の項の中欄中「ソーダ石灰ガラス若しくは鉄鋼の製造又はソーダ灰の製造若しくは」を「若しくはソーダ石灰ガラスの製造又は炭酸塩の」に改め、同項の下欄の口中「合算して得られる量」の下に「（三の項の下欄のハに掲げる量のうち生石灰の製造に伴い排出された量に相当する量（トンで表した量をいう。）を除く。）」を加え、同欄のハを次のように改める。

ハ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める

係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量

(2) 環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩（炭酸塩を含有する鉱物に含まれるものを除く。以下(2)及び

ニ(2)において同じ。）ごとに、算定排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として使用された当該炭酸塩の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第七の二の項の下欄のニの(1)を次のように改める。

(1) 炭酸塩を含有する鉱物で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において使用された当該鉱物（セメントクリンカー、生石灰、ソーダ石灰ガラス及び鉄鋼の製造に使用されたもの並びに耕地において肥料として使用されたものを除く。）の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量



別表第七の二の項の下欄のニの(2)中「算定排出量算定期間」を「環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩ごとに、算定排出量算定期間」に、「ソーダ灰の量」を「当該炭酸塩（ソーダ石灰ガラスの製造に使用されたもの及び耕地において肥料として使用されたものを除く。）の量」に、「当該ソーダ灰」を「当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩」に改め、「得られる量」の下に「を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量」を加え、同表の三の項の中欄中「若しくはエチレン」を「二酸化チタン、ソーダ灰若しくはエチレン等」に改め、同項の下欄のニを次のように改める。

ニ 環境省令・経済産業省令で定める二酸化チタンの製造方法ごとに、算定排出量算定期間において当該製造方法により製造された二酸化チタンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製造方法の区分に応じ二酸化チタンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製造方法ごとに算定した量を合算して得られる量別表第七の三の項の下欄中ホをトとし、ニの次に次のように加える。

ホ 算定排出量算定期間においてソーダ灰の製造に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）

へ 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の量（当該製品の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の一個当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) エチレン
- (2) クロロエチレン
- (3) 酸化エチレン
- (4) アクリロニトリル
- (5) カーボンブラック
- (6) 無水フタル酸
- (7) 無水マレイン酸
- (8) 水素（アンモニアの製造の過程において製造されたものを除く。）

別表第七の四の項を次のように改める。

四	炭素電極の電気炉における使用、鉄鋼の製造における鉍物の使用又は鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 算定排出量算定期間における電気炉（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。）において使用された炭素電極の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭素電極の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める鉍物ごとに、算定排出量算定期間における鉄鋼の製造において使用された当該鉍物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉍物の区分に応じ当該鉍物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉍物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 環境省令・経済産業省令で定めるガスごとに、算定排出量算定期間における鉄鋼の製造において生じた当該ガスのうち燃焼されたものの量（標準環境状態に換算した千立方メートルで表した量をいう。）に、当該ガスの区分に応じ当</p>
---	--	--

該ガスの千立方メートル当たりの燃焼に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ガスごとに算定した量を合算して得られる量

別表第七の六の項の中欄中「又は製品の製造の用途への使用」を削り、同項の下欄中「焼却され、又は環境省令・経済産業省令で定める製品の製造の用途に供された」を「焼却された」に改め、「又は使用」を削り、同項を同表の八の項とし、同表の五の項の中欄中「又は噴霧器の」を「の製造若しくは使用又は炭酸ガスのボンベへの封入若しくは」に改め、同項の下欄中イ及びロを次のように改める。

イ 算定排出量算定期間においてドライアイスの製造のために使用された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）から、ドライアイスとして出荷された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

ロ 算定排出量算定期間においてドライアイスとして使用された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）

別表第七の五の項の下欄に次のように加える。

ハ 算定排出量算定期間においてポンベへの封入のために使用された炭酸ガスの量（トンで表した量をいう。）から、当該ポンベに封入された炭酸ガスの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

ニ 算定排出量算定期間において炭酸ガスの使用（ドライアイスの製造のための使用及びポンベへの封入のための使用を除く。）に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）

別表第七中五の項を六の項とし、同項の次に次のように加える。

七	<p>耕地における肥料の使用</p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）</p> <p>に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるト ンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じ て得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める炭酸塩（炭酸塩を含有する鉱物に含まれる ものを除く。以下ロにおいて同じ。）ごとに、算定排出量算定期間における耕</p>
---	--

別表第七の四の項の次に次のように加える。

<p>五</p>	<p>潤滑油等の 使用又は溶 剤の焼却</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において使用された当該製品の量（当該製品の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量</p>	<p>ハ 算定排出量算定期間における耕地において肥料として使用された尿素的量（トンで表した量をいう。）に、当該尿素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>地において肥料として使用された当該炭酸塩の量（トンで表した量をいう。）に、当該炭酸塩の区分に応じ当該炭酸塩の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該炭酸塩ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
----------	---------------------------------	--	--

<p>をいう。)に、当該製品の区分に応じ当該製品の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>(1) 潤滑油</p> <p>(2) グリース</p> <p>(3) パラフィンろう</p> <p>ロ 算定排出量算定期間において焼却された溶剤(揮発性有機化合物(メタンを除く。)を含むものに限る。)の量(トンで表した量をいう。)に、当該溶剤の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>	

別表第八の一の項の中欄中「(廃棄物燃料を除く。)の使用」を「の使用、コークスの製造」に改め、同項の下欄のイ中「廃棄物燃料(廃棄物を原材料とする燃料をいう。以下同じ。)」以外の燃料で」を削り、

「ものごとに、」を「燃料ごとに、」に改め、同欄中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 算定排出量算定期間において製造されたコークスの量（トンで表した量をいう。）に、当該コークスの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

別表第八の二の項の中欄中「の生産」の下に「、木炭の製造」を加え、「精製又は都市ガスの製造」を「輸送若しくは精製、天然ガスの輸送、都市ガスの製造若しくは供給又は地熱発電施設における蒸気の生産」に改め、同項の下欄のホを削り、同欄のニの(2)中「標準状態」を「標準環境状態」に改め、同欄中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 算定排出量算定期間において製造された木炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該木炭の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

別表第八の二の項の下欄のへを次のように改める。

へ 次に掲げる量を合算して得られる量



(1) 環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、算定排出量算定期間において輸送された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量

(2) 環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、算定排出量算定期間において精製された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第八の二の項の下欄に次のように加える。

ト 算定排出量算定期間において輸送された天然ガスの量（標準環境状態に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

チ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 環境省令・経済産業省令で定める原料ごとに、算定排出量算定期間において都市ガスの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量

(2) 算定排出量算定期間において供給された都市ガスの量（標準環境状態に換算した千立方メートルで表した量をいう。）に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの供給に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

リ 算定排出量算定期間における地熱発電施設において生産された蒸気（トンで表した量をいう。）に、当該蒸気の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

別表第八の三の項の中欄中「カーボンブラック」を「エチレン」に改め、同項の下欄中イからニまでを次のように改める。

イ エチレン

ロ 酸化エチレン

ハ カーボンブラック

ニ スチレン

別表第八の三の項の下欄中ホ及びへを削り、同表の五の項の下欄のロ中「頭数」を「頭羽数」に改め、「一頭」の下に「又は一羽」を加え、同欄のハ中「算定排出量算定期間」を「環境省令・経済産業省令で定める家畜（放牧されたものに限る。）ごとに、算定排出量算定期間」に、「牛の平均的な頭数に、当該牛の「一頭」を「当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭又は一羽」に改め、「得られる量」の下に「を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量」を加え、同表中一〇の項を削り、九の項を一一の項とし、八の項の次に次のように加える。

九	堆肥の生産
	環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において堆肥の生産に使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した

	一〇
<p>メタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>廃棄物の焼却</p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 一般廃棄物の焼却施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める産業廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて</p>

得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第九の一の項の中欄中「(廃棄物燃料を除く。)」を削り、同項の下欄中「廃棄物燃料以外の燃料で」を削り、「ものごとに、」を「燃料ごとに、」に改め、同表の二の項の中欄中「原油又は」を「木炭の製造又は原油若しくは」に、「又は生産」を「若しくは生産」に改め、同項の下欄のロの(2)中「標準状態」を「標準環境状態」に改め、同欄中ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 算定排出量算定期間において製造された木炭の量(トンで表した量をいう。)に、当該木炭の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

別表第九の三の項の中欄中「又は硝酸」を「硝酸又はカプロラクタム」に改め、同項の下欄に次のように加える。

ハ カプロラクタム

別表第九中九の項を削り、八の項を一一の項とし、七の項を八の項とし、同項の次に次のように加える。

九 堆肥の生産

環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において堆

	一〇
<p>肥の生産に使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>廃棄物の焼却</p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 一般廃棄物の焼却施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物（イの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設において焼却されるものを除く。）ごとに、算定排出量算定期間</p>

<p>において焼却された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

別表第九の六の項の中欄中「耕地」の下に「又は林地」を加え、同項の下欄に次のように加える。

ハ 算定排出量算定期間における林地において使用された肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

別表第九中六の項を七の項とし、同表の五の項の下欄の口中「頭数」を「頭羽数」に改め、「一頭」の下に「又は一羽」を加え、同欄のハ中「算定排出量算定期間」を「環境省令・経済産業省令で定める家畜（放牧されたものに限る。）ごとに、算定排出量算定期間」に、「牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭」を「当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭又は一羽」に改め、「得られる量」の下に「を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量」を加え、同項を同表の六の項とし、同表

の四の項の次に次のように加える。

五	半導体素子等の製造	算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイス等の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された一酸化二窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該一酸化二窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該一酸化二窒素のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量
---	-----------	---

別表第十の三の項を削り、同表の二の項の中欄中「噴霧器、半導体素子等の製造等」を「若しくは噴霧器の製造等又は溶剤等としてのハイドロフルオロカーボンの使用」に改め、同項の下欄のイの(1)中(i)を削り、(ii)を(i)とし、(iii)を(ii)とし、同欄のホに次のように加える。

(5) 自動車用エアコンディショナー

別表第十の二の項の下欄のト中「次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において当該製品」を「算定排出量算定期間において噴霧器」に改め、「当該製品の区分に応じ」及び「を算定し、当該製品ごとに算



定した量を合算して得られる量」を削り、(1)及び(2)を削り、同欄のりを次のように改める。

リ 溶剤としての用途その他環境省令・経済産業省令で定める用途ごとに、算定排出量算定期間において当該用途に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第十中二の項を四の項とし、一の項の次に次のように加える。

<p>二 マグネシウム合金の製造</p>	<p>算定排出量算定期間においてマグネシウム合金の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）</p>
<p>三 半導体素子等の製造</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイス等の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該</p>

ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該ハイドロフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

ロ 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したトリフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該トリフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

別表第十一中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項の下欄に次のように加える。

ハ 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロエタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロエタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該ハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量か

ら、当該パーフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該ハイドロフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

ホ 環境省令・経済産業省令で定めるハイドロフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該ハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロエタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロエタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該ハイドロフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

ヘ 算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された三ふっ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該三ふっ化窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したパーフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロメタンのうち

適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

ト 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において光電池の製造に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

別表第十一中三の項を二の項とし、四の項を三の項とし、同項の次に次のように加える。

四	<p>鉄道事業又は軌道事業の用に供された整流器の廃棄</p>	<p>算定排出量算定期間において廃棄された鉄道事業又は軌道事業の用に供されていた整流器に封入されていたパーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたパーフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p>
---	--------------------------------	---

別表第十二中一の項を削り、二の項を一の項とし、同項の次に次のように加える。

二	マグネシウム合金の鋳造	算定排出量算定期間においてマグネシウム合金の鋳造に伴い使用された六ふっ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）
---	-------------	---

別表第十二の三の項の中欄中「、半導体素子等の製造等」を「の製造等又は粒子加速器の使用」に改め、同項の下欄のホを次のように改める。

ホ 環境省令・経済産業省令で定める粒子加速器ごとに、算定排出量算定期間において使用に供されていた粒子加速器に封入されていた六ふっ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該粒子加速器の区分に応じ当該粒子加速器に封入されている一トン当たりの六ふっ化硫黄のうち一年間に排出されるトンで表した六ふっ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数に当該粒子加速器の使用期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該粒子加速器ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第十二中三の項を四の項とし、同項の前に次のように加える。

三	半導体素子等の製造	<p>算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイス等の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該六ふつ化硫黄の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該六ふつ化硫黄のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p>
---	-----------	--

別表第十三の二の項の下欄中「当該使用された三ふつ化窒素」を「当該三ふつ化窒素」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の第四条から第七条まで及び別表第七から別表第十二までの規定は、令和六年度以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律第二十六条第三項に規定する温室効果ガス算

定排出量について適用する。